資料－３

「秋田地区かわまちづくり懇談会」　規約

第１条（趣旨）

この規約は、「秋田地区かわまちづくり懇談会」（以下、「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目的）

本懇談会は、秋田地区の賑わいや観光の創出、地域活性化を図ることを目的に行われる「かわまちづくり」の各種取り組みに対する活動を行う。

第３条（活動）

懇談会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

３－１　情報提供・情報共有に関する事項

３－２　意見交換・アドバイスに関する事項

３－３　活動支援に関する事項

３－４　その他前条の目的に資する事項

第４条（構成）

懇談会は、関係する地域、商工観光関係者、報道関係者、河川利用関係者、市民活動関係者、学識経験者、行政機関で構成する。

懇談会委員は、別紙－１のとおりとする。

なお、委員の構成については、懇談会の議により、これを追加・変更することができる。

第５条（座長）

懇談会には座長を置くものとし、懇談会委員の互選によりこれを定める。

２　座長は、懇談会の運営と進行を総括する。

第６条（懇談会）

懇談会は座長が招集する。

第７条（事務局）

懇談会の事務局は、秋田河川国道事務所、秋田県秋田地域振興局、秋田市とし窓口は秋田河川国道事務所とする。

第８条（その他）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務局が起案し、座長が懇談会に諮って定める。

附則　１．この規約は、平成１９年　７月　２７日より施行する。

２．平成１９年１０月２２日　一部改正。（第２条（目的）の一部ならびに第３条（活動））

資料－３
別紙－１

秋田地区かわまちづくり懇談会委員

地　域

１．新屋地区（左岸・表町）　　＜秋田市新屋振興会　会長＞　藤澤　浩

２．新屋地区（右岸・勝平地区）

＜新屋勝平地区市民憲章推進協議会長＞　横山　邦夫

３．仁井田地区＜仁井田地区市民憲章推進協議会長＞　上村　隆策

４．雄和地区　＜秋田経済同友会　観光振興委員会委員長＞　伊藤　満

商工観光

５．秋田商工会議所　観光サービス部会長　竹島　知憲

６．日本青年会議所

東北地区　秋田ブロック協議会　会長　　橋本　聡

マスコミ

７．秋田魁新報社　編集局長　　宍戸　豊和

カヌー・ＮＰＯ

８．ＮＰＯ法人 秋田パドラーズ　理事長　　舩山　仁

９．ＮＰＯ法人 あきたＮＰＯコアセンター　理事長　　小西　知子

学　識

１０．秋田大学　工学資源学部土木環境工学科教授　　木村　一裕

１１．秋田公立美術工芸短期大学　産業デザイン学科助教　菅原　香織

１２．国際教養大学　地域環境研究センター長　熊谷　嘉隆

行　政

１３．秋田市都市整備部長　　坂田　昌平

１４．秋田県秋田地域振興局長　　石井　有良

１５．国土交通省秋田河川国道事務所長　　柴田　久

敬称略